

## 大島町地域活性化起業人制度に係る業務協定書（案）

大島町（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の地域活性化起業人制度に係る業務に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （業務内容）

第1条 乙は、甲に対して次に掲げる業務を提供する。

ICTや新技術を活用した行政分野及び内容

- （1）地方創生の推進に関する取組への助言等
- （2）行政事務の効率化、共同化に向けた取組への助言等

### （業務従事者）

第2条 乙は、第1条に定める業務（以下「本件業務」という。）に関し、これを遂行可能な特定の能力を有する者（以下「丙」という。）を管理者としてあらかじめ選任し、甲に通知の上、本件業務を行わせるものとする。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和6年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### （派遣日）

第4条 乙は、前条に定める期間中、甲が指定する毎月 日間（以下「派遣日」という。）については、本件業務遂行のため、甲の指定する場所に丙を派遣することとし、毎月20日までに翌月の丙の派遣予定日を、甲に通知するものとする。

2 前項の派遣日は、甲及び乙双方の協議のうえ変更することができる。

### （業務負担金）

第5条 甲は、本協定に基づく業務に係る負担金として、年額5,600,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限に乙へ支払うものとする。甲の乙への支払方法及び支払時期は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

2 第4条第2項に基づく丙の派遣日の増減により、甲が乙へ支払う金額を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、変更することができる。

3 丙が本件業務により要する第4条の甲の指定する場所以外への旅行（甲が必要と認めた場合に限る。）に係る旅費・日当については、乙の関係諸規程を適用し、乙から丙に支給するものとし、乙は、甲に対しその費用負担を請求することができるものとする。甲の乙への支払方法及び支払時期は甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(委託等の禁止等)

第 6 条 乙は、本件業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により他の者に本件業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第 9 条及び第 10 条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 乙が第 1 項ただし書の規定により他の者に本件業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務に係る他の者の行為は、乙の行為とみなす。

(実績報告)

第 7 条 乙は、本件業務が完了したとき（本件業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、本件業務の成果を記載した業務実績報告書を甲に提出するものとする。

(著作権)

第 8 条 本件業務の過程において乙又は丙が作成した資料などの成果品を甲に提供する場合は、その著作権については甲に帰属するものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲又は乙は、本件業務の実施上知り得た相手方の秘密情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、既に公知であった情報や正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報についてはこの限りではない。

2 乙は、本件業務の実施に当たって知り得た甲の情報に関し、本件業務の遂行のみに使用し、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

3 前 2 項の規定は、本協定の解除後及び期間満了後についても有効とする。

(個人情報の保護)

第 10 条 乙は、本協定による業務遂行上、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その責の帰属の明確なものはその当事者が負うものとし、不明なものについては甲乙協議のうえ負担を定める。

(反社会的勢力)

第 12 条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める「暴力団」、同条第 6 号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物（以下、「反社会的勢力」という。）と一切の関係を持たないことを表明保証する。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める義務の履行を怠った場合で、相当期間を定めた催告に対しても改善が見られないときは、相手方に対する文書による通知をもって本協定を解除することができる。

2 前項に拘わらず、次の各号の事態が相手方に生じた場合には、甲又は乙は、催告なく直ちに本協定を解除することができる。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分等を受け、又は民事再生、会社更生手続きの開始、若しくは破産申立をしたとき。

(2) 監督官庁より営業停止、又は営業登録の取消し処分を受けたとき。

(3) 営業の廃止、若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形、又は小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

(5) 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 相当期間継続して業務を行わないとき。

(7) 相互の信用を著しく傷つけたとき。

(8) 反社会的勢力との関係があると認められたとき、及び、反社会的勢力と関係がある可能性が合理的な理由に基づいて認められたとき。

(9) 関係法令に違反したとき並びに明らかに違法と判断される行為を行ったとき。

3 甲又は乙が、前項の第1号から第4号まで、第8号及び第9号に定める事由の1に該当するときは、何らの通知催告を要せず、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失う。

4 本条による協定解除は、第11条による損害賠償請求を妨げるものではない。

(協定解除の効果)

第14条 前条により協定解除された場合の負担金については、乙が遂行した業務に対する相応の金額とし、甲乙協議のうえ決定することとする。

(関係書類の整備・保存等)

第15条 乙は、負担金については、その内容を明らかにするため、本件業務に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の事業に係る書類を、整備しなければならない。

2 前項の書類等は、本件業務が終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(協議事項)

第16条 本協定に関し、解釈に疑義が生じたとき又は本協定書に記載がない事項が発生したときは、甲乙信義誠実をもって協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年〇月〇日

甲 東京都大島町元町1-1-14  
大島町長 坂上 長一

乙 ○○○○○○○○▲-▲-▲  
○○○○会社  
代表者 ○ ○ ○ ○

丙 ○○○○○○○○▲-▲-▲  
○○○○会社  
○○担当 ○ ○ ○ ○